

竹園西小学校 保護者と教職員の会（PTA）規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、竹園西小学校保護者と教職員の会（PTA）という。略称、竹西小PTAとする。
- 第2条 この会は、事務所を竹園西小学校内に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と教職員が協力しあい、家庭・学校・社会における児童の幸福な生活と健全な成長をはかると共に、会員互助の研修・親睦をはかるとを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。
1. 良い保護者、教職員となるよう努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を善導する。
 3. 児童の生活環境を良くする。
 4. 国際親善に努める。
 5. その他、この会の目的を達成するために、必要な活動に努める。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行なわない。
 3. この会またはこの会の役員名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員は、次の通りである。
1. 本校に在学（籍）する児童の保護者。
 2. 本校の教職員
 3. この会の主旨に賛同する者。
- ただし、第3号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。
- 第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
会費は、1家庭につき月額300円とする。
- 第8条 会員は、全て平等の義務と権利を有する。
- 第9条 この会の会員は、つくば市、茨城県、全国PTA連絡協議会の会員となる。

第5章 経理

- 第10条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって賄われる。
- 第11条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。
- 第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

- 第14条 この会の役員は、次の通りである。
1. 会長1名、副会長3名（うち1名は教職員）、書記2名、会計2名
 2. 役員は、他の役員・会計監査委員を兼ねることができない。
- 第15条 役員は、総会または会員の過半数の承認によって決定する。
- 第16条 役員は任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 役員は引き続いて、他の役員に選任されることができる。

3. 役員の職にあることが、連続して2年を越えてはならない。
4. 任期半ばにおいて、役員に欠員が生じた場合、その後任は運営委員会の審議を経て選任される。
ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

- 第17条 会長は、次の職務を行う。
1. この会を代表し、会務を総括する。
 2. 総会および運営委員会を召集する。
 3. 常置委員会・学年委員会の正副委員長を委員の互選に基づき委嘱する。
 4. 運営委員会の承認を経て、特別委員会・臨時委員会の委員長を委嘱する。

- 第18条 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

- 第19条 書記は次の職務を行う。
1. 総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。
 2. 記録、その他の書類を保管する。
 3. 役員会・運営委員会の内容を一般会員に知らせる。

- 第20条 会計は次の職務を行う。
1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 2. 必要に応じて、会計報告をする。
 3. 総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 4. この会の財産を管理する。
 5. 次年度の会計監査を行う。

第7章 会計監査委員

- 第21条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。
- 第22条 会計監査委員は、前年度の会計があたる。
- 第23条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。
- 第24条 会計監査委員は、総会で会の経理状況を報告する。
- 第25条 会計監査委員の任期は1年とし、他の役員・委員を兼任できない。

第8章 総会

- 第26条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 第27条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 第28条 定期総会は、年1回開催する。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、または会員の10分の1以上の要求があったときに、開催する。
- 第29条 総会は、会員の現在数の2分の1をもって成立する。(委任状も含む)
- 第30条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。
- 第31条 総会に付議する事項は、次の通りである。
1. 規約の制定と変更
 2. 事業計画と予算の決定
 3. 事業報告と決算の承認
 4. 役員の選出と承認
 5. その他、必要と認められた事項

第9章 役員会、運営委員会、各種委員会

- 第32条 この会に、役員会、運営委員会、および各種委員会をおく。
- 第33条 役員会は、次の事項を処理する。
1. 運営委員会に提出する議案の作成。
 2. 緊急と認められた事項の審議およびその処理。

第34条 運営委員会は、役員、常置委員会の正副委員長、各学年委員長、校長、教頭、教務主任で構成する。また、役員会が必要と認めるときは、特別委員会・臨時委員会の正副委員長も加えることができる。

2. 運営委員会は、次の事項を処理する。

総会に提出する議案および報告書等の作成

臨時総会開催の決定

役員に欠員が生じた場合の補充

各種委員会に関する必要事項の決定

委員会が立案した事業計画、予算案等の審議

その他、この会の運営に関し、必要と認められた事項の審議

第35条 各種委員会の名称・任務・構成等は、各種委員会（別紙細則）の定めるところによる。

第10章 細 則

第36条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることができる。

2. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改 正

第37条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。ただし、改正案は、総会開催の前までに全会員に知らせておかなければならない。

第12章 附 則

第38条 本規約は、平成2年6月9日から実施する。

本規約は、平成8年4月26日に一部改正した。

本規約は、平成12年4月15日に一部訂正した。

本規約は、平成14年4月27日に一部訂正した。

本規約は、平成23年4月23日に一部改正した。

本規約は、平成28年4月29日に一部改正した。

各種委員会細則

- 第 1 条 (趣旨) P T Aに置かれる常置委員会, 学年委員会および特別委員会, 臨時委員会に関する必要な事項は, この細則の定めるところによる。
- 第 2 条 (常置委員会, 学年委員会) 常置委員会, 学年委員会の名称, 任務および委員は別表 1, 2の通りとする。
- 第 3 条 (委員の任期) 委員の任期は, 1年とする。ただし, 欠員の生じた場合の補欠委員の任期は, 前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 (委員長, 副委員長)
1. 各学年委員会および各常置委員会に委員長・副委員長 1名を置く。
 2. 委員長は当該委員会を主宰し, 副委員長は委員長を補佐する。
- 第 5 条 (協力) 各種委員会がその任務を遂行するに際し, 必要がある場合は運営委員会を通じて他の委員会に協力を求めることができる。
- 第 6 条 (特別委員会, 臨時委員会) 特別委員会 (別表 3), 臨時委員会は必要に応じて設置し, その名称, 任務, 委員等は, その都度定める。

別表 1 常置委員会

番号	名 称	任 務	委 員
1	広報委員会	本会の活動についての理解と啓蒙を図る企画をし, 実施する。P T A広報紙を発行する。	各学年から 1名
2	校外生活委員会	校外及び自宅周辺における児童の安全対策を企画し, 実施する。	各地区から
3	選考委員会	役員候補者の選出及び各種委員候補者の選出, それに付随する資料の管理等を行う。	6 学年を除く各学年から 1名

別表 2 学年委員会

名 称		任 務	委 員
学 年 別	1 学年委員会	各学年, 各組内外の諸連絡事項を処理するとともに, 各学年, 各組を単位とする行事を支援し, 実施する。その他, 学年 P T Aに関すること。	各委員会としてその学年の各組から 2名。ただし委員決定後にクラス編成等により各組における委員数が超える場合においてはこれを認める。
	2 学年委員会		
	3 学年委員会		
	4 学年委員会		
	5 学年委員会		
	6 学年委員会		

附 則

この細則は平成 2 年 6 月 9 日から実施する。

- (1) 平成 1 4 年 1 月 1 9 日 一部改訂
- (2) 平成 1 5 年 2 月 1 5 日 一部改訂
- (3) 平成 1 9 年 3 月 1 0 日 一部改訂
- (4) 平成 2 1 年 4 月 2 5 日 一部訂正
- (5) 平成 2 2 年 4 月 2 4 日 一部改訂
- (6) 平成 2 3 年 4 月 2 3 日 一部改訂
- (7) 平成 2 6 年 4 月 2 6 日 一部改訂
- (8) 平成 2 7 年 2 月 7 日 一部改訂
- (9) 平成 2 7 年 3 月 7 日 一部改訂
- (10) 平成 2 8 年 2 月 1 3 日 一部改訂

慶弔規定細則

竹園西小学校PTA慶弔規定を次の様に定める。

1. 会員の死亡の場合、香料を贈り会葬する。
但し香料 10,000円
会員の児童の死亡の場合もこれに準ずる。
2. 教職員会員の結婚の場合、記念品を贈る。
但し記念品代 10,000円
3. 教職員会員の配偶者、実父母、子の死亡の場合、香料を贈る。
但し香料 5,000円
4. 会員の災害の場合、及びその他必要のある時は役員会で決定する。
5. 緊急の場合は、会長が適宜処理する。

★上記五項目及び金額については、年度当初に運営委員会においてこれを検討する。

附 則

この細則は平成2年6月23日から施行し、平成2年6月9日から適用する。

(1) 平成10年4月24日 一部改訂

旅費支給細則

(趣旨)

第1条 この細則は、竹園西小学校保護者と教職員の会第36条の規定に基づき、会務のため旅行する会員に対し支給する旅費の基準その他の取り扱いについて定めるものとする。

(旅行依頼)

第2条 会員に対する旅行依頼は、会長が行なう。但し、常置委員会活動に係わるものにあつては該当委員会の委員長が行なうことができる。

2. 旅行依頼は、電話、郵便等の通信による連絡手段を用いては、会務の円滑な遂行を図る事が出来ない場合で、且つ、予算上旅費の支給が可能である場合に限り行なうことができる。

(旅費の支給)

第3条 会員が前条に規定する旅行依頼を受けて旅行をした時は、当該会員に対し次の各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 鉄道賃 下級の運賃及び急行料

(2) 船賃 下級の運賃

(3) 車賃 実費額

(4) 日当 1日につき1,000円

(5) 宿泊料 実費額 (但し 8000円を上限とする)

2. 旅費は原則として、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。

3. 次に掲げる場合には、当該旅行の実情に応じ、支給する旅費の全部又は一部を支給しないものとする。

(1) 旅行の行程が8km以上に渡らない場合、又は引き続き5時間以上に渡らない場合。

(2) 第1項に掲げる旅費に満たない額で旅行できる場合。

(旅費の請求)

第4条 旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを会計担当役員に提出するものとする。

(細則)

第5条 この細則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この細則は平成2年6月23日から施行し、平成2年6月9日から適用する。

(1) 平成7年4月28日 一部改正

(2) 平成23年4月23日 一部改訂